

令和7年度 第10回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和8年1月14日（水）午後3時～

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員 10名

1番	小松崎秀昭	君
2番	浅野周一	君
3番	飯塚尚志	君
4番	山崎翔子	君
5番	大塚芳夫	君
6番	吉田修夫	君
7番	飯村正弘	君
8番	島田辰男	君
9番	柳生利幸	君
10番	横張清彦	君

農地利用最適化推進委員 10名

1番	飯野利明	君
2番	吉田典子	君
3番	細田展之	君
4番	寺田清	君
5番	吉田誠	君
6番	糸賀稔	君
7番	本間保	君
8番	諏訪原昌子	君
9番	塚原努	君
10番	秋葉政男	君

4. 欠席委員：農業委員 0名

農地利用最適化推進委員 0名

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第42号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議事録43号 農地法第4条の規定による許可について

議案第44号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）機構・受け手間契約の決定について

報告第38号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

報告第39号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第40号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第41号 農地法第5条の制限除外の農地の移動届に対する決定について

報告第42号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第43号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 小松澤 智 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 大津 知也 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席農業委員 10 名、出席推進委員 10 名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、1 番小松崎秀昭委員・2 番浅野周一委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第42号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 議案第42号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は 11 件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号 1 番に関して、島田委員が該当のため一時退出。

それでは整理番号 1 番についてご説明いたします。

申請地は、大字大形地内の畑 1 筆、面積計〇〇㎡。農振農用地区域内の農地になります。中間管理事業の特例事業を活用した農地の売買になります。

譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人、妻、子の 3 名。農作業従事期間は、本人及び妻が 300 日、子がそれぞれ 240 日。作付予定作物は白菜です。

譲受人は、経営規模拡大のため本申請に至っております。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 2 番浅野周一委員お願い致します。

2 番： 整理番号 1 番について報告します。整理番号 1 番は事務局の説明のとおりです。現地調査を行った結果、申請地は耕作中の農地であり、管理は適正に行われています。隣地境界については問題なく、土地利用計画からも周辺農地への影響も見受けられませんでした。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 整理番号 1 番でご質問等ありますか。

5 番： 中間管理事業の特例事業の用とは何ですか。

事務局： 中間管理事業の特例事業は売買が当てはまります。通常、中間管理は貸し借りがメインであるが、売買もできます。中間管理特例事業の売買については、申請地が農振農用地区域内の農地であること、また、農地を取得する担い手側が約 2 ha 以上の耕作面積があることなど、一定の条件を満たした場合、活用することができます。中間管理の売買をするメリットとしては、譲渡取得税の控除、また、農地売買に係る農業委員会への手続きや法務局での登記手続きを公益団体である公社が行うため、行政書士及び司法書士等に依頼しなくても手続きが可能であり、経費の削減につながります。公社が中間に入ることで安心して手続きすることもメリットの 1 つです。

議長： 他に質問等ありますか。(質問等なし)

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

整理番号 2 番から事務局説明をお願いします。

事務局： 次に整理番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、大字福田地内の畑 1 筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域外になります。所有権移転の売買です。譲受人は農地所有適格法人になります。書類上、農地所有適格法人の諸条件について確認したところ、特に問題等は見受けられませんでした。農作業従事期間は 150 日以上。畜産馬用の採草放牧地となります。

また、譲受人は前回の 12 月総会において情報提供させていただきました農地法第 3 条で許可を得たにもかかわらず、競走馬用のコースと思われるものに違反転用したため。是正指導をしておりましたが、この度、柵等の撤去を行い、違反転用が解消されたことから、あらためて本申請を提出されたところです。譲受人は、畜産馬用の採草放牧地を増やしたく、譲渡人については譲受人の要望により、本申請に至ったとのことです。

次に整理番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の畑 1 筆、面積〇〇㎡。市街化区域内の農地になります。持分の 2 分の 1 を親から子へ贈与する案件になります。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は公務員。農業従事者は本人、父、母、兄 2 人の計 5 名。農作業従事期間は、本人 60 日、父及び母 300 日、兄がそれぞれ 60 日。作付予定作物は粟です。

譲渡人が高齢により 1 人で耕作することが困難になってきていることから、世代交代を考え、子である譲受人に持分の移転をするため、本申請に至ったとのことです。

次に整理番号 4 番～11 番までについては、営農型太陽光発電設備設置の更新案件になります。更新期限は令和 6 年 7 月でしたが、下部農地でソバを耕作していた農業者が営農を行わなくなったこと、また、発電設備の銅線が盗まれたこと等の理由により、期限が過ぎての更新案件となっています。今回、筆ごとに更新申請をされたため、件数が多くなっていますが、整理番号の 4 番～7 番については大字若栗、8 番～11 番については大字実穀の計 2 箇所での営農型太陽光発電設備の更新ですので、説明は 4 番～7 番と 8 番～11 番にわけてご説明いたします。なお、営農型太陽光発電設備の設置になりますので、この後の農地法第 5 条の議案でも支柱部分の農地転用の議案があがっております。では説明に入ります。

整理番号 4 番～7 番について、申請地は、大字若栗地内の畑 2 筆、面積は合計〇〇㎡のうち下部農地の面積が太陽光発電設備の支柱部分を除いた〇〇㎡。上部パネルの設置区域面積（区分地上権を設定する部分）は〇〇㎡。2 筆とも農振農用地区域外の第 1 種農地になります。整理番号 4 番及び 6 番の耕作権については、使用貸借権設定。整理番号 5 番及び 7 番については、区分地上権の設定になります。

下部農地の営農者は、〇〇市に本社があり、〇〇市で認定農業者となっている農業法人となっています。現在、〇〇市で営農型太陽光の下部農地で〇〇㎡営農している実績のある事業者となっています。作付予定作物はサカキです。

譲受人は営農規模拡大の意向があり、譲渡人については営農できる者を探していたことから、今般お互いの意向が合致し本申請に至ったとのことです。また、上部の太陽光発電事業につきましては、土地所有者自らが代表を務める発電事業を営む法人が行うこととなっております。

次に整理番号 8 番～11 番について、申請地は、大字実穀地内の畑 2 筆、面積は合計〇〇㎡のうち下部農地の面積が太陽光発電設備の支柱部分を除いた〇〇㎡。上部パネルの設置区域面積（区分地上権を設定する部分）は〇〇㎡。2 筆とも農振農用地区域内の農地になります。整理番号 8 番及び 10 番の耕作権については、使用貸借権設定。整理番号 5 番及び 7 番については、区分地上権の設定になります。

下部農地の営農及び上部パネルの発電事業者につきましては、整理番号 4 番～7 番と同様となります。

説明は以上となりますが、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する項目を確認したところ、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 2 番を 3 番飯塚尚志委員、整理番号 3 番を 7 番飯村正弘委員、整理番号 4 番から 7 番を 1 番小松崎秀昭委員、整理番号 8 番から 11 番を浅野周一委員お願い致します。

3 番： 整理番号 2 番について報告します。整理番号 2 番は事務局の説明のとおりです。現地調査を行った結果、申請地は耕作中の農地であり、管理は適正に行われています。隣地境界についても道路と圏央道に挟まれた箇所であり、圏央道側にはフェンスがあり、境界は問題なく、周辺農地への影響も見受けられませんでした。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

7 番： 整理番号 3 番について報告します。整理番号 3 番は事務局の説明のとおりです。現地調査を行った結果、申請地は遊休農地であり、管理は適正に行われています。隣地境界は問題なく、周辺農地への影響も見受けられませんでした。譲受人が本申請地を取得後

も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

1 番： 整理番号 4 番・6 番について報告します。整理番号 4 番・6 番は事務局の説明のとおりです。現地調査を行った結果、営農型太陽光の下部を作付けする予定になっております。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれます。また、整理番号 5 番・7 番は、地上権設定についてですが、本人が経営する会社への地上権の設定になるので、問題ないと思われます。本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

2 番： 整理番号 8 番から 11 番ですが、9 番・11 番については地上権の設定、8 番・10 番については耕作中の農地となっています。それぞれ事務局の説明のとおりです。隣地境界についても問題なく、周辺農地への影響も見受けられませんでした。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 整理番号 2 番から 11 番でご質問等ありますか。

6 番： 太陽光発電設備の土地が相続される場合、宅地並みの課税をされたと聞いたが、山林や雑種地など地目の名目は変わると思うが、どのように変わるのか。

事 務 局： 今回の営農型太陽光に関しては、下部が農地の為、農地課税になります。通常型の野点の太陽光発電を設置した場合は、おそらく登記は雑種地で課税は太陽光設備の課税があるためそちらが課税されるはずですが、ただ、価格がいくらになるのかはわかりません。ただ、農地よりは価格が上がるはずですが。課税については農地であっても場所によって価格は変わってきます。

5 番： 整理番号 4 番から 11 番の太陽光についてですが、期間が過ぎてしまった理由は何ですか。

事 務 局： 理由は下部の営農者が撤退し、新たに営農する方が見つからず申請ができませんでした。また、太陽光設備の銅線がすべて盗まれてしまったため更新ができなかったとのことでした。このあとの 5 条の議案の方で、添付書類として始末書がつけてあります。

5 番： 前に下部でそばを作っていたとのことでしたが、それはうまくいかなかったということですか。

事 務 局： そばはちゃんと耕作しており、収穫もできていました。しかし、その方が今回、太陽光設備の下部で耕作しなくなったということで、本人も探していたのですがなかなか見つからず、今回は間に入った行政書士の方を介してお互いに合意し申請したとのことでした。

5 番： ○○市でサカキを作っているのが○○ですか。

事 務 局： そうです。

5 番： ○○は何をやっている会社ですか。

事 務 局： 太陽光発電の事業と不動産業です。

5 番： サカキはうまくできるのか、実績はどうですか。

事 務 局： ○○市では○○やっておりそこはうまくいっています。○○は営農型太陽光の下部でしか耕作を行わないです。サカキ自体が光が当たってはだめであり、通常の畑ではできないので、営農型太陽光の下部で耕作しています。

5 番： サカキは難しいと聞きましたがどうなのですか。

事 務 局： 阿見では成功事例はありません。そのため、窓口で○○に確認しました。○○はサカキをメインで扱っている農業法人なので、○○側からすると、営農型太陽光の下は適しているとのことでした。

4 番： 太陽光発電の業者はそのままですか。

事 務 局： そのままです。個人名義だったのが、自身の会社の名義になっています。

議 長： これより議案第 4 2 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第43号 農地法第4条の規定による許可について>

- 議 長： 続いて、議案第43号 農地法第4条の規定による許可についてをご議題と致します。事務局説明をお願いします。
- 事務局： 今回は、1件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。
- それでは整理番号1番についてご説明いたします。
- 申請地は、大字若栗地内の畑1筆で、面積〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断いたしました。不許可の例外については、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、当該利用の目的を達するうえで当該農地を供することが必要であると認められる場合に該当しています。
- 現地は、既に一時転用許可を取得し、ドッグラン及び駐車場に転用されている案件で、一時転用許可期間の3年が過ぎたことから、再度一時転用にて更新する案件となっています。一時転用期間は5年間となります。今後の事業計画としては、5年の一時転用期間を経た上で、経営が安定し事業継続が可能かどうかを判断した上で、恒久転用の申請を行う意向であるとのことでした。その他、書類の不備等についてはありませんでした。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を1番小松崎秀昭委員お願い致します。
- 1番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は以前も一時転用の申請が出ており、ドッグランができおり、駐車場も碎石が敷かれており、土地利用計画内容からも周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請は許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長： 整理番号1番についてご質問等ありますか。
- これより議案第43号 農地法第4条の規定による権利の設定・移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第44号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について>

- 議 長： 続いて、議案第44号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。
- 事務局： 今回は、7件の申請がありました。そのうち、整理番号4番から7番については、先程の3条議案でとりあげた営農型太陽光発電事業の案件となっています。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。
- それでは整理番号1番についてご説明いたします。
- 申請地は、大字阿君島地内の畑1筆で、面積〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断いたしました。不許可の例外については、既存施設の1/2以下の面積で設置される場合に該当しており、既に隣地で太陽光発電設備用の資材置場として事業運営されております。
- 事業計画については、太陽光発電設備用の資材置場として使用。隣地にある既存の資材置場が手狭になったことから、既存施設の拡張として申請されております。造成計画は現状のまま利用し、周囲にフェンスを設置します。雨水排水は自然流下となります。資金計画は自己資金により賄います。なお、他法令につきましては、都市計画法の開発行為には該当せず、文化財保護法については、周知の包蔵地「〇〇遺跡」の範囲内ですが、届出済で慎重工事の扱いとなっています。
- 次に整理番号2番についてご説明いたします。
- 申請地は、大字阿見地内の畑2筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり10ha

未満の小集団の農地であり、第 3 種農地に該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造 2 建て、建築面積 57.96 m²。造成計画は、60cm 程度盛土を行い、周囲は法面保護を行います。給水は公共上水道。雨水は敷地内に浸透枡を設置しオーバーフロー分を側溝へ放流、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、住宅ローンを利用します。他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

次に整理番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、大字荒川本郷地内の畑 1 筆で、面積は〇〇m²。農地区分は、農地の広がり 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地に該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造平家建て、建築面積 118 m²。造成計画は、50cm 程度盛土を行い、周囲は法面保護を行います。給水は公共上水道。雨水は敷地内に浸透枡を設置しオーバーフロー分を側溝へ放流、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、住宅ローンを利用します。他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

次に整理番号 4 番及び 5 番については、営農型太陽光発電事業の大字若栗地内の案件になりますので、あわせてご説明いたします。

申請地は、大字若栗地内の畑 2 筆の一部で面積合計〇〇m²のうち〇〇m²。農地区分は、農業公共投資の行われていない 10ha 以上農地が広がっていることから第 1 種農地と判断いたしました。不許可の例外については、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、当該利用の目的を達するうえで当該農地を供することが必要であると認められる場合に該当します。一時転用期間については、下部農地の営農者が認定農業者であることから 10 年間となります。営農者は、水戸市に本社を置き、〇〇市で認定農業者となっている農業法人となっています。現在、〇〇市で営農型太陽光の下部農地で〇〇m²営農している実績のある事業者となっています。下部農地の作付予定作物はサカキです。

太陽光発電事業の計画は、250W の太陽光パネルを 196 枚、255W の太陽光パネルを 60 枚、260W の太陽光パネルを 324 枚設置、発電出力は計 148.54kW。農地に設置する支柱の数は 160 本です。遮光率は 59.15%で、支柱の高さは、最低地上高 2.6m。撤去費用に関する内容等についても、問題ありませんでした。造成計画については現状のまま利用し、耕作の都合上、フェンスの設置はなし、雨水は自然流下となります。資金計画として、既に設備自体は設置されていますが、撤去費用については自己資金により賄います。その他、書類上の不足はなく、特に問題となるような事項は見受けられませんでした。

続いて整理番号 6 番及び 7 番については、営農型太陽光発電事業の大字実穀地内の案件になりますのであわせてご説明いたします。

申請地は、大字実穀地内の畑 2 筆の一部で面積合計〇〇m²のうち〇〇m²。農振農用地区域内の農地になります。不許可の例外については、仮設工作物の設置その他の一時的な（農用地区域内に限り上限は 3 年間）利用に供するために行われるものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要な場合で、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当します。一時転用期間については、下部農地の営農者が認定農業者であることから 10 年間となります。営農者及び作付予定作物は、整理番号 4 番及び 5 番と同様になります。

太陽光発電事業の計画は、250W の太陽光パネルを 80 枚、260W の太陽光パネルを 410

枚、285Wの太陽光パネルを56枚設置、発電出力は計142.56kW。農地に設置する支柱の数は150本です。遮光率は53.95%で、支柱の高さは、最低地上高2.6m。撤去費用に関する内容等についても、問題ありませんでした。造成計画については現状のまま利用し、耕作の都合上、フェンスの設置はなし、雨水は自然流下となります。資金計画として、既に設備自体は設置されていますが、撤去費用については自己資金により賄います。その他、書類上の不足はなく、特に問題となるような事項は見受けられませんでした。

なお、整理番号4番から7番につきましては、下部農地の面積が3000㎡を超えることから、茨城県農業会議が開催する常設審議会に諮る案件となりますので、本総会の審議結果をもって、常設審議会に諮ってまいります。以上7件につきまして、他法令の絡み等で調整を要する案件については、関連機関との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を4番山崎翔子委員、整理番号2番・4番・5番を1番小松崎秀昭委員、整理番号3番を7番飯村正弘委員、6番・7番を2番浅野周一委員お願い致します。

4番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地でした。申請後は太陽光発電の資材置き場として利用とのことです。隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響ありませんでした。よって、本申請は許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1番： 整理番号2番について報告します。整理番号2番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は管理休耕中の農地で管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響ありませんでした。よって、本申請は許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

7番： 整理番号3番について報告します。整理番号3番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響ありませんでした。よって、本申請は許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1番： 整理番号4番・5番について報告します。整理番号4番・5番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は管理休耕中の農地で管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響ありませんでした。よって、本申請は許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

2番： 整理番号6番・7番について報告します。整理番号6番・7番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は太陽光設備の支柱があり、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響ありませんでした。よって、本申請は許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 整理番号1番から7番についてご質問等ありますか。
これより議案第44号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について>

議 長： 続いて、議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：　　今回は 5 件の計画となります。今回の案件には地域集積の更新分はありません。地域集積ではない通常の間管理権の設定のみとなっています。田 3 筆〇〇㎡、畑 4 筆〇〇㎡、貸し手 5 名、借り手 4 名となっています。詳細についてはお読み取りください。簡単ですが説明は以上です。

議長：　　これより質疑に入ります。(質問等なし)

議長：　　これより、議案第 45 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。(案)を消してください。

<議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案) 機構・受け手間契約の決定について>

議長：　　続いて、議案第 4 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案) 機構・受け手間契約の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：　　土地所有者と公社の契約は生かしたまま、公社と担い手が交わす担い手変更の契約となります。今回は 4 件の計画となります。田 1 筆〇〇㎡、畑 8 筆〇〇㎡、貸し手 4 名、借り手は 2 者となっています。詳細についてはお読み取りください。簡単ですが説明は以上です。

土地所有者と公社の契約は生かしたまま、公社と担い手が交わす担い手変更の契約となります。今回は 3 件の申請がありました。田 10 筆〇〇㎡、借り手は 2 名となっています。詳細についてはお読み取りください。簡単ですが説明は以上です。

議長：　　これより質疑に入ります。(質問等なし)

議長：　　これより、議案第 46 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案) 機構・受け手間契約の決定についての採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。(案)を消してください。

<報告事項>

議長：　　これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局：　報告第 38 号　農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について 2 件です。
報告第 39 号　農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について 1 件です。
報告第 40 号　農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について 8 件です。
報告第 41 号　農地法第 5 条の制限除外の農地の移動届に対する決定について 1 件です。
報告第 42 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について 4 件です。
報告第 43 号　農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について 1 件です。

阿見町農業委員会事務局処理規程第 6 条に基づき専決処分したので報告させていただきます。令和 8 年 1 月 1 4 日阿見町農業委員会事務局長小松澤智。

議長：　　以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局をお願いします。

<その他>

事務局：　その他(事務連絡)

① 現地調査及び総会の予定

2月現地調査 2月 6日(金) 当番委員 3番 飯塚尚志委員

当番委員 4番 山崎翔子委員

2月定例総会 2月 10日(火) 午後3時

・場所: 阿見町役場 4階 全員協議会室

② 意向調査発送報告

議長: その他、質疑・意見等ございませんか。無いようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後3時59分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印